

平成24年11月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人(昭和〇年〇月〇日生)は、昭和〇年〇月〇日、A(昭和〇年〇月〇日生)と婚姻の届出をした同人の妻である。Aは、厚年法による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であったが、平成〇年〇月〇日に死亡した(以下、同人を「亡B」という。)
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢厚生年金受給権者である亡Bの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求者(C)と死亡者(A)との生計維持関係について、請求者が収入要件を満たしていることが確認できないため」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、生計同一であり、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって

有すると認められる者以外でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10第並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

- 2 本件の場合、亡Bがその死亡の当時老齢厚生年金の受給権者であったこと、並びに請求人が亡Bの妻であり、その死亡の当時亡Bと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間において争いが無い。したがって、本件の争点は、請求人が亡B死亡の当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められるもの以外の者であって、亡Bによりその生計を維持した者でないか認められるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 遺族厚生年金の受給権者に関する生計維持関係の認定に当たっては、上記認定基準により取り扱われるところ、上記認定基準は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当する者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一

時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生時点で判断されるべきものであることは当然である。上記認定基準は、上記①及び②の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票若しくは課税証明書並びに当該事情を証する書類等」を掲げており、収入要件についても、客観的証明資料により判断すべきものとして定められるから、近い将来において定められた金額未満になることが、定年退職の場合における就業規則等のような客観的な証明資料により確認されることが必要というべきである。

2 そこで、まず、亡B死亡の前年である平成〇〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、一件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) 〇〇〇〇工業株式会社（以下「本件会社」という。）は、昭和〇〇年〇月〇〇日に設立された、紙の販売及び印刷出版業、事務用品の製造加工及び販売業並びに室内装飾及びこれに関連する商品の販売業等の事業を目的とする会社であり、亡Bは、平成〇〇年〇月〇〇日までその代表取締役を務めていた。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日（同年〇月〇日登記）、取締役になされた後、平成〇年〇月〇日（同年〇月〇日登記）付で、本件会社の代表取締役に就任したが、同〇年〇月〇日（同〇年〇月〇日登記）付で代表取締役及び取締役に退任した。請求人の他に取締役D、同E（以下「E」という。）が、同〇年〇月〇日付で退任し、同〇年〇月〇日にその旨の登記がされている。請求人の後任の代表取締役には、

同〇年〇月〇日付で取締役に就任したEが選任されて就任した（同月〇〇日登記）。

(3) 亡Bは、本件会社において、昭和〇年〇月〇日付で厚生年金保険の被保険者資格（以下「厚年資格」という。）を取得し、70歳に到達した平成〇年〇月〇日付で同資格を喪失した。請求人は、昭和〇年〇月から60歳に到達するまでの期間（昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで）、国民年金の第3号被保険者であり、その後、平成〇年〇月〇日付で、本件会社において、標準報酬月額〇〇万円まで厚年資格を取得し、同〇年〇月〇日付で同資格を喪失した。請求人の標準報酬月額は、厚年資格を喪失するまで〇〇万円であった。

(4) 請求人に係る「平成〇年分の所得税の確定申告書B」によれば、平成〇年の収入は、給与収入〇〇〇万円、不動産収入〇〇〇万〇〇〇〇円その他雑収入〇〇〇万〇〇〇〇円であり、これらの収入に係る所得金額は〇〇〇万〇〇〇〇円である。以上の認定事実によると、亡B死亡の前年である平成〇年における請求人の収入が850万円以上であったと認められるから、これが収入850万円未満であったとはいえず、また、上記認定の事実によると、請求人の所得も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人に上記1の①、②及び③の要件があったということできない。

3 次に、亡B死亡の時点において、客観的証明資料により、請求人が、近い将来（亡B死亡時点から概ね5年以内）に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められるかどうかについて検討する。

① 請求人は、当審査会に提出した申立理由書の中で、請求人について「臨時取締役会（注：平成〇〇年〇月〇日開催）の席上、同年〇〇月末日を持って代表取締役及び役員を退任し

たい旨申し出ましたが、期中での役員改選は、臨時株主総会の招集、議決等、手続き的にも費用的にも、当時の会社の経営状況から見て困難であると他の役員からの意見が多く、そのように決議されたので、また夫の病状も短期入院で落ち着くと考えていたので、平成〇年〇月〇日付での退任を受け入れました。」平成〇年〇月〇日に退任するまで、継続して会社の代表取締役を務めました。」と述べているところ、本件会社の履歴事項全部証明書によれば、請求人が代表取締役及び取締役を退任したのは平成〇年〇月〇日であり、その登記は同〇年〇月〇日付でなされている（その間に選任過怠又は登記過怠があったものと推認される。）。

- ② 平成〇年〇月〇日付で〇〇税務署に提出された「平成〇年分の所得税の訂正（「確定」が二重線で抹消され、「訂正」に訂正されている）申告書B」によれば、請求人の平成〇年の収入は、給与収入〇〇〇万円、不動産収入〇〇〇万〇〇〇〇円その他雑収入〇〇〇万〇〇〇円があり、これらの収入に係る所得金額は〇〇〇万〇〇〇〇円となるため、所得で655.5万円未満に下がっているところ、この裏付けとして提出された、請求人に係る平成〇年及び同〇年の賃金台帳は手書きで作成されており、しかも、当該賃金台帳によると、請求人に対して、同〇年〇月から同〇年〇月まで、役付手当として毎月〇〇万円が支払われているにもかかわらず、標準報酬月額〇〇万円に相当する厚生年金保険料額及び健康保険料額しか控除されていない。
- ③ 請求人は退職に当たり〇〇〇万円の退職金を支給されており、その「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」によれば、「この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間」は「〇〇年（平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日まで）」とされているところ、請求人は、昭和〇〇

年〇月から平成〇年〇月（〇〇歳到達の前月）までは第3号被保険者であったのであるから、第3号被保険者でありながら勤続していた実態が窺われ、請求人が厚年資格を取得したのは平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月から同〇年〇月〇日までの間に、本件会社及びそれ以外の事業所で厚年資格を取得した記録はない。これらを併せて考慮すると、提出された資料に全面的な信を措くことはできないのであって、請求人の本件会社での勤務実態・給与等にも疑問が残るといわざるをえない。そして、認定基準は、上記のとおり、「近い将来（概ね5年以内）収入が年額850万円未満又は650.5万円未満となると認められること」とし、その事情として「定年退職等」を掲げ、「退職等」とは掲げていない。これは、保険事故発生時において、基準額以上の収入又は所得を得ている生計維持認定対象者が、保険事故発生後においても、引き続き上記収入又は所得を確保できる地位又は財産を有するにもかかわらず、自らの自由な意思決定により、上記収入又は所得を確保できる地位から離れ、又は財産を手放すことにより、上記収入又は所得を得ることができないこととなっても、そのような場合は、保険事故発生後に自らの意思で上記収入又は所得の喪失を自ら招いたものとして、これを厚生年金保険による保険給付の保障の埒外に置く趣旨であると解される。認定基準は、例示として「定年退職等」を掲げているのであるが、それは、雇用又は委任若しくは委任類の法律関係において当該法律関係終了の時として通常合意されている（法令、就業規則等による定めを含む。）「定年」を掲げることにより、特定の時期が確定期限として定められ、生計維持認定対象者の意思如何に関わらず、その期限の到来により当然、かつ、確実に上記収入又は所得を得る地位を失う事情があ

ることをもって、上記1の①、②及び③の要件に該当しない場合においても、当該生計維持認定対象者が収入要件を満たすもとして取り扱う趣旨であると解される。ところが、本件においては、請求人の退任も、請求人及び請求人を含む取締役会の自由な意思決定による選択の結果であって、亡B死亡の結果、必然的に生じたものではないと認めるのが相当であるから、請求人の年収は、亡Bの死亡当時、おおむね5年以内に年収850万円を下回ることが確実であったとする請求人の主張は採用できない。

- 4 以上により請求人の本件再審査請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。